

～新しく採用された方や被扶養者の認定手続きを行う皆様へ～
所属所（自治体）へのマイナンバーの提出と被扶養者申告書への
マイナンバーの記入をお願いします。

○ 所属所（自治体）では、通常、

- ・組合員 （組合員（短期組合員を除く）が組合員資格取得届書を記入） （短期組合員は所属所（自治体）が報告） : ご本人が採用された日から
- ・被扶養者 （組合員が被扶養者申告書を記入） : 組合員が被扶養者申告書を提出した日から

5日以内 に、長崎県市町村職員共済組合に届出をしています。

所属所（自治体）から長崎県市町村職員共済組合に届出を提出したあと、加入者情報の登録が完了し、マイナンバーカードが保険証として利用できるようになるまでの期間の目安は次のとおりです。

- **マイナンバーを記載した届出：約 5 営業日**
- **マイナンバーの記載のない届出：約 15 ～ 24 営業日**
（マイナンバーが提出されるまでの期間を含む）

※ 記載されたマイナンバーが正しくない場合や必要な書類が揃っていない場合は、長崎県市町村職員共済組合で確認を行う期間が別途必要になります。

○ **マイナンバーカードを皆様の保険証として速やかに利用して頂けるよう、所属所（自治体）へのマイナンバーの提出と被扶養者申告書へのマイナンバーの記入をお願いします。**

○ 対象者のマイナンバーと氏名・生年月日・性別・住所（住民票上及び居所）が正確に記入された「組合員資格取得届書」、「被扶養者申告書」を共済組合が受領し、データ登録が完了してからマイナンバーカードによる受診が可能（※）となります。

※ マイナンバーカードを保険証として利用するためには、マイナポータル等にて別途ご自身でのマイナ保険証の利用登録が必要です。（右記QRコード参照）



○ 加入者情報の登録が完了し、マイナンバーカードが保険証として利用できるようになっているかどうかは、裏面の方法で確認いただけます。

【マイナポータルでの確認方法】

マイナポータルにログインした際、保険証情報が登録されている場合、加入者情報登録は完了しており、マイナンバーカードを保険証として利用いただけます。（マイナ保険証の利用登録をしている場合に限り。） 医療機関等の受診の前にご活用ください。

健康保険証

スマートフォンでの健康保険証の確認方法

※PCも同様です

※初めてマイナポータルをご利用の方は「マイナポータル」アプリをインストールしてください



1.ログイン

マイナポータルにログインします。

2.注目の情報

ログイン後、画面下部の「注目の情報」までスクロールし、「最新の健康保険証情報の確認」を押します。

3.健康保険証情報

健康保険証情報のページが表示されます。ページの中段にある「あなたの健康保険証情報」から、登録されている健康保険証情報を確認いただけます。

【資格情報通知書での確認方法】

マイナポータル以外にも、ご自身の加入者情報の登録が完了し、マイナンバーカードが保険証として利用できるようになっているかどうかは、以下の方法で確認いただけます。

- 届出提出後、被保険者番号等が記載された「資格情報通知書」が、長崎県市町村職員共済組合から所属所（自治体）を経由して届きます。
- マイナンバーを記載した届書を提出した場合、この「資格情報通知書」が届いた方は加入者情報の登録が完了しており、マイナンバーカードを保険証としてご利用いただけます。（※）

- ※ マイナ保険証の利用登録をしている場合に限り。
- ※ 住民基本台帳に生年月日を登録されていない方などは、マイナポータルでのご確認をお願いいたします。

資格情報通知書	
令和〇年〇月〇日発行	
(保険者名)	
(保険者番号)	
記号 000	番号 00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎
負担割合	3割
受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です	

- マイナンバーの記載のない届書を提出された場合は、「資格情報通知書」がお手元に届いた場合でも、データ登録が完了していない場合があります。マイナンバーカードで受診される際は、事前にマイナポータルでご確認下さい。